

GIPS基準 準拠検証サービス

Solution Overview:
GIPS

GIPS (Global Investment Performance Standards) は、運用会社が投資パフォーマンス実績を提示する際に投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示を確保するために定められた基準です。近年、運用結果が当該基準に定められた方法により計算されていることが重視される傾向にあります。

あらた監査法人は、資産運用業界およびGIPS基準に精通したプロフェッショナルによる効率的な検証サービスを提供します。

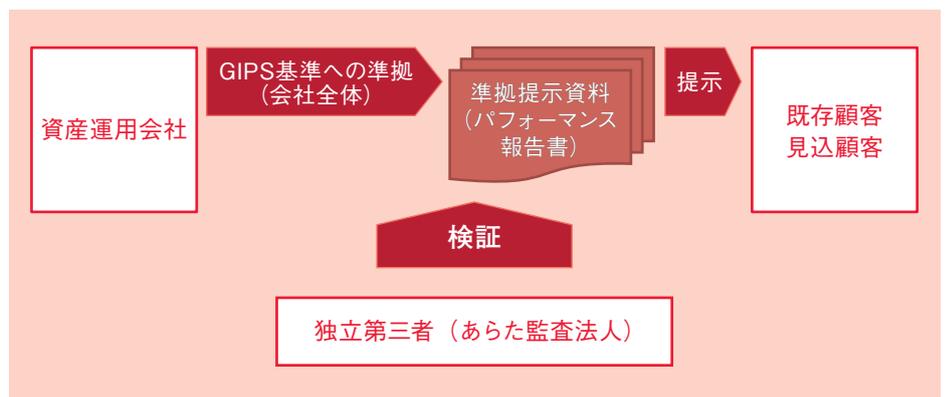


GIPS基準準拠検証の概要

グローバル投資パフォーマンス基準（Global Investment Performance Standards, GIPS基準）は、投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示を確保するために定められた投資パフォーマンス提示のための倫理的な基準です。GIPS基準は、GIPS Executive Committee（事務局はCFA協会）が基準文の改廃・追加を行い、日本においては日本証券アナリスト協会がカントリースポンサーとしてGIPS基準の組織運営に参加しています。

GIPS基準はグローバルで標準化された投資パフォーマンスの基準であり、これに準拠することにより、見込顧客または既存顧客へ信頼性の高いパフォーマンス情報を提示することが可能です。さらに、GIPS基準上、独立の第三者によるGIPS基準にかかわる検証を受けることは勧奨事項とされていますが、検証を受けることによりGIPS基準準拠に関する信頼性がより高まります。

資産運用会社がGIPS基準準拠を表明するためには、CFA協会およびGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、ガイダンスステートメント、解釈、Q&Aおよび説明を含めて、GIPS基準の必須事項のすべてに準拠しなければならず（GIPS基準 0.A.1）、またGIPS基準は会社全体に適用されなければならない（GIPS基準 0.A.5）とされています。



資産運用会社のメリット

GIPS基準に準拠した運用実績を提示することにより、既存顧客または見込顧客に対し、信頼性の高い情報を提示することが可能となります。

独立の第三者によるGIPS基準準拠の検証を受けることにより、準拠にかかわる方針と手続がより効率的、かつ有効なものとなります。

準拠のメリット

既存顧客および見込顧客のメリット

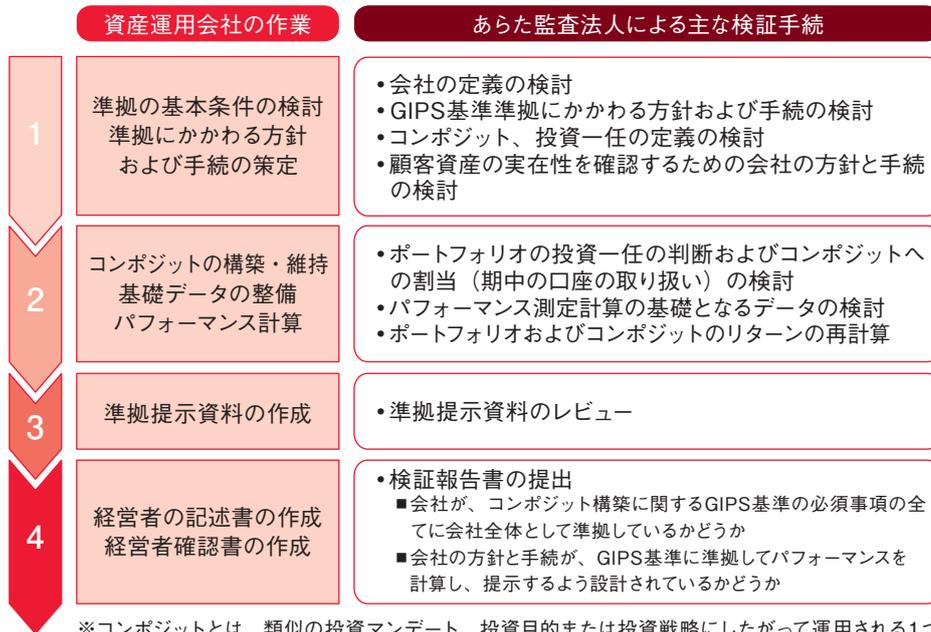
GIPS基準はグローバル共通の基準であり、GIPS基準に準拠することにより、投資パフォーマンス実績の信頼性、比較可能性が高まります。

GIPS基準準拠の検証を受けている会社の準拠提示資料は、検証を受けていない会社の準拠提示資料よりも、より信頼性が高まります。

検証のメリット

検証を受けることは任意ですが、準拠提示資料上、検証を受けているか否かを開示しなければならない（GIPS基準 4.A.1）とされ、検証を受けることは、GIPS Executive Committeeにより強く勧奨されています（GIPS基準 序論）。

GIPS基準準拠検証のフロー



※コンポジットとは、類似の投資マニデート、投資目的または投資戦略にしたがって運用される1つ以上のポートフォリオの集まり、と定義されます（GIPS基準 第V章）。

PwCの強み

①プロフェッショナルによる最新の情報提供

資産運用インダストリーおよびGIPS基準に精通したプロフェッショナルが、GIPS基準に関する最新の情報をタイムリーに提供します。

②GIPS基準にかかわる内部統制の構築支援

投資顧問会社や信託銀行に対する受託業務の内部統制検証業務、SSAE16（旧SAS70）検証サービスについて十分な実績があり、内部統制に関して豊富な知識と経験を有していることから、GIPS基準準拠の検証のみならず、GIPS基準準拠に必要な投資パフォーマンス測定プロセスおよび手続などの内部統制の構築についても効果的なアドバイスを提供することが可能です。

③付加価値の創出

検出した問題に対してはタイムリーにコミュニケーションを行い、明確な説明と解決へ向けてのサポートを実施します。GIPS基準の検証を通して、資産運用会社が抱える問題を解決するとともに付加価値の創出を目指します。

あらた監査法人のご紹介

あらた監査法人は、卓越したプロフェッショナルサービスとして監査を提供することをミッションとし、世界最大級の会計事務所であるPwCの手法と実務を、わが国の市場環境に適した形で提供しています。さらに、国際財務報告基準（IFRS）の導入、財務報告に係る内部統制、また株式公開に関する助言など、幅広い分野でクライアントを支援しています。

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座8-21-1
住友不動産汐留浜離宮ビル
TEL: 03-3546-8450

お問い合わせ
aratapr@jp.pwc.com